

育児休業支援手当金請求書

組 合 員 氏 名										
組 合 員 生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日								
組 合 員 等 記 号 ・ 番 号	記号	公立大分			番号					
所 属 機 関 の 名 称	名称						所 属 コード			
育児休業の初日及び末日 (発令どおりに記載すること)	(初日) 令和	年 月 日			(末日) 令和	年 月 日				
育 児 休 業 に 係 る 子 の 氏 名 / 出 産 予 定 日 / 生 年 月 日	子の 氏 名									
	子の出産 の予定日	令和	年 月 日		子の 生年月日	令和	年 月 日			
標準報酬の等級及び月額	等級	第			級	月額				円
育 児 休 業 支 援 手 当 金 の 請 求 に 係 る 期 間	令和	年 月 日			から	令和	年 月 日			
配 偶 者 が 育 児 休 業 等 を 対 象 期 間 内 に 取 得	☐	している			☐	していない				
配 偶 者 の 育 児 休 業 期 間	令和	年 月 日			から	令和	年 月 日			
母 親 の 産 後 休 業 期 間	令和	年 月 日			から	令和	年 月 日			
育児休業手当金の請求金額										
(給付額は、給付日額【B】から調整額(報酬日額等)を控除した額となります。)										
標準報酬日額 【標準報酬月額÷22(10円未満四捨五入)】 【A】										
給付日額 【A×13/100(円未満切捨て)】 【B】										
☐ 支給額は育児休業取得日から28日まで(土日含む)を限度とし、支給対象期間中の育児休業取得日数(土日含まない)乗じて得た額になります。										
☐ 計算の結果、給付日額が給付上限額を上回る場合は上限額を記入してください。										
上記のとおり請求します。										
公立学校共済組合大分支部長 殿										
令和 年 月 日 住 所										
氏 名										
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。										
令和 年 月 日 所 属 機 関 の 名称・所在地										
所属機関の長										
印										

【記入上の注意】

- ・本請求書は、育児休業支援手当金の支給を受けようとするときに、必ず組合員本人が記載し、所属機関の長を経由して提出してください。
- ・本請求書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出したりした場合には、不正に受給した金額の返還を命ぜられることがあります。

【添付書類について】

この請求書を提出するものは、
・育児休業に関する所属機関の長の証明書(例:辞令の写し等)
・出産予定日が確認できる書類(例:母子健康手帳の写し、医師の診断書等)
を添付してください。
また、以下に示す条件のうち、自身が該当するものについて、必要な書類を添付してください。

①地共済法第70条の3第1項第2号に該当する(配偶者が対象期間内に育児休業等を取得している)場合

- ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等)
- ・配偶者が育児休業等を対象期間内に取得したことを証明する書類(辞令の写し等)

②地共済法第70条の3第2項第1号に該当する場合

(ア)配偶者がいない場合

- ・戸籍謄(抄)本(法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る)
- ・世帯全員について記載された住民票の写し

(イ)育児休業に係る子が配偶者の子に該当しない場合

- ・戸籍謄(抄)本

(ウ)配偶者からの暴力を受け、別居している場合

- ・裁判所が発行する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条に基づく保護命令に係る書類の写し

(エ)配偶者が行方不明となっている場合

- ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等)
- ・配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類又は災証明書

③地共済法第70条の3第2項第2号に該当する場合

(ア)配偶者が労働者でない場合

- ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等)
- ・収入がないことを確認できる書類(配偶者の直近の課税証明書等)

(イ)配偶者が就業しているものの、適用事業に雇用される労働者でない場合

- ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等)
- ・給与収入がないことを確認できる書類(配偶者の直近の課税証明書等)

④地共済法第70条の3第2項第3号に該当する(配偶者が産後休業等を取得している)場合

- ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等)
- ・配偶者が産後休業等を取得していることが確認できる書類(辞令の写し等)

⑤地共済法第70条の3第2項第4号に該当する(配偶者が育児休業等をすることができない)場合

- ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等)
- ・配偶者が配偶者育児休業等をすることができないことの申告書
- ・上記申告書の内容を証明する書類(労働条件通知書、育児休業の不承認通知書の写し等)